

## 8 適格現物出資の見直し

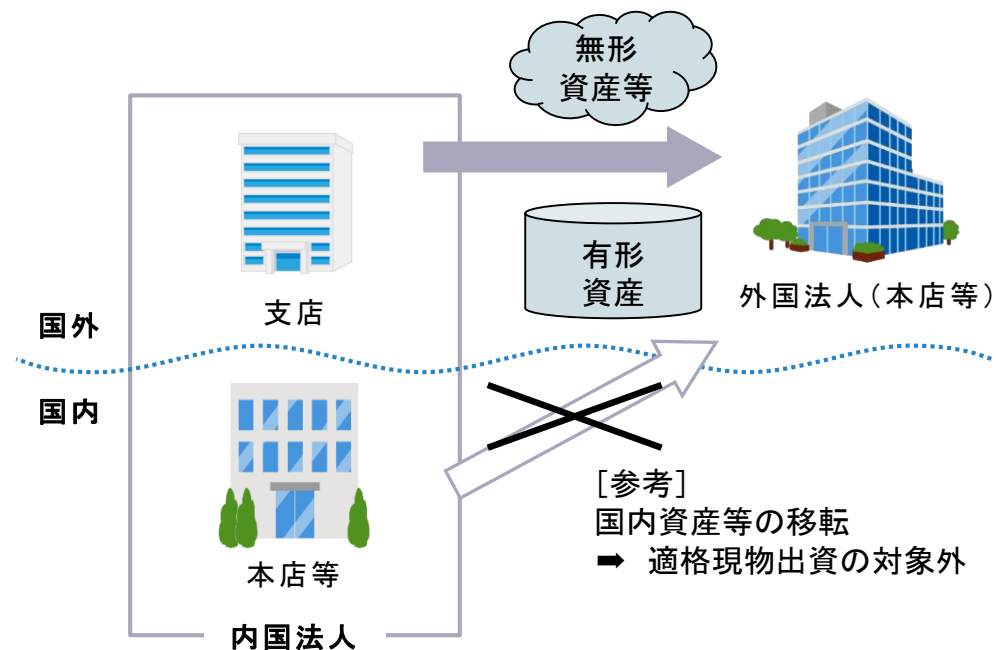
# (1) 対象範囲の見直し

適格現物出資の対象となる現物出資から、被現物出資法人である外国法人に内国法人の無形資産等(※1)の移転を行うもの(その無形資産等の全部がその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産となる一定のものを除きます。)を除くこととされました(法二十二の十四)(※2)。

[適格現物出資の対象範囲の見直しのイメージ図]

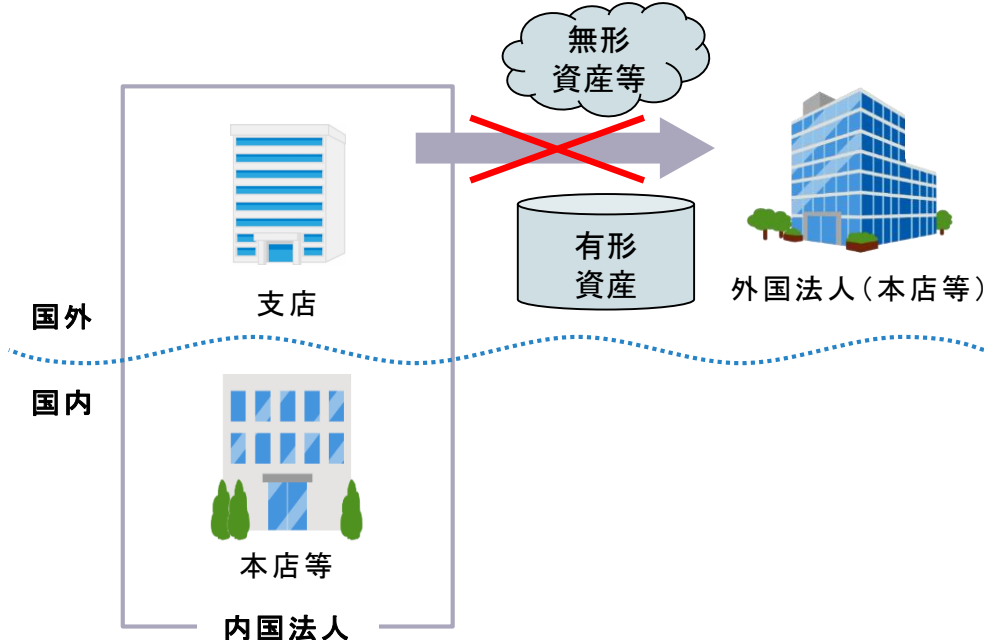
【改正前】

国外資産等の移転  
➔ 適格現物出資の対象(国内資産等の移転に準ずるものは対象外)



【改正後】

国外資産等の移転  
➔ 適格現物出資の対象  
※ 無形資産等を移転する場合は適格現物出資の対象外



※1 無形資産等とは、次の資産(その資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含みます。))又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものに限り、をいいます(法二十二の十四、法令4の3⑩)。

(1) 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含みます。)

(2) 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。)

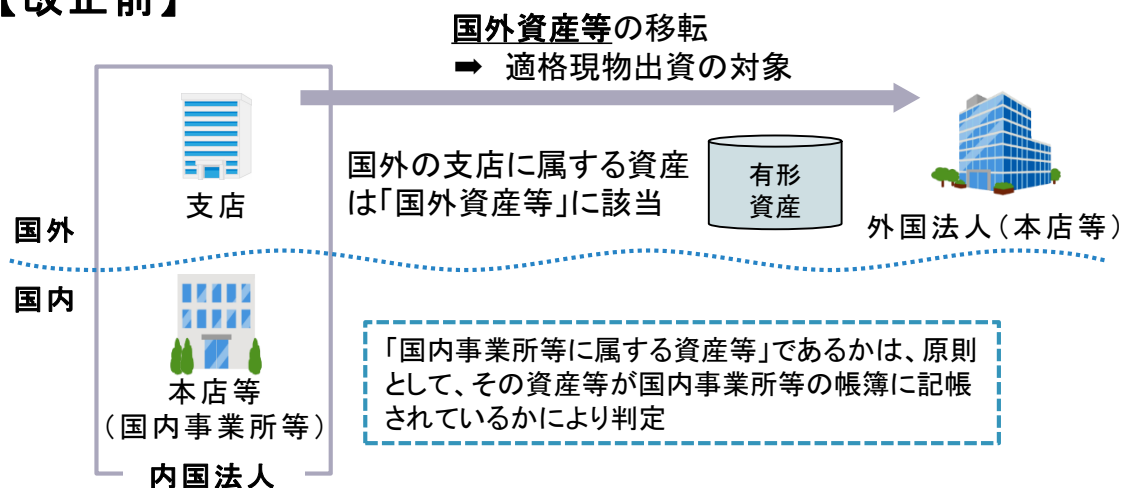
※2 令和6年10月1日以後に行われる現物出資について適用されます(改正法附則6)。

## (2) 移転資産等の内外判定の見直し

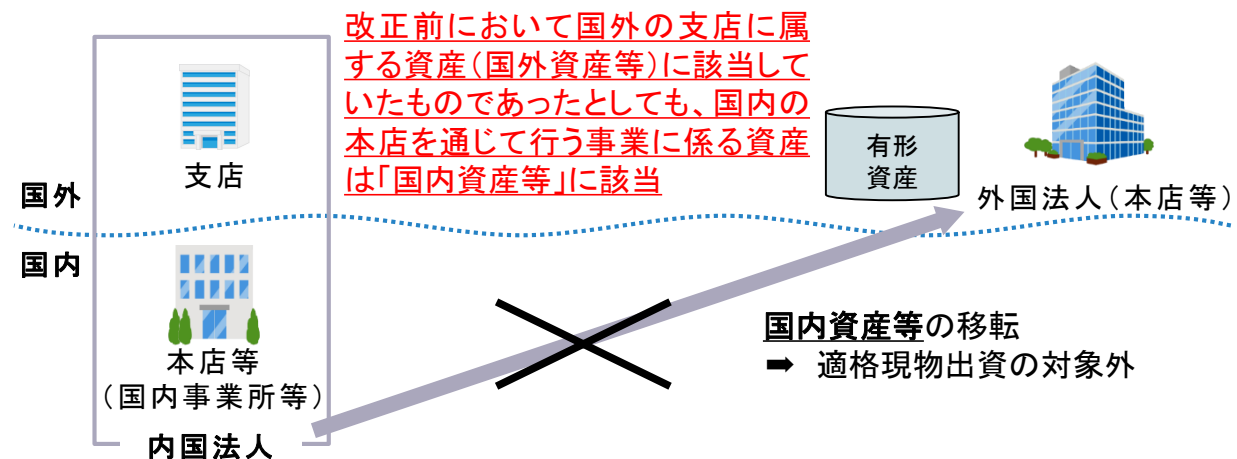
適格現物出資の対象となる現物出資に該当するかどうかを判定する際の移転資産等の内外判定は、「法人の国内事業所等(※1)を通じて行う事業に係るもの」又は「外国法人の本店等(※2)若しくは内国法人の国外事業所等(※3)を通じて行う事業に係るもの」のいずれに該当するかによることとされました(法22の14)(※4)。

[現物出資により移転する資産等の内外判定の見直しのイメージ図]

【改正前】



【改正後】



※1 国内事業所等とは、内国法人にあっては本店等(その内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずる一定のものであってその国外事業所等以外のものをいいます。)をいい、外国法人にあっては恒久的施設をいいます(法22の14、69④一)。

※2 外国法人の本店等とは、外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずる一定のものであって恒久的施設以外のものをいいます(法138①一)。

※3 国外事業所等とは、我が国が租税条約(恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限ります。)を締結している条約相手国等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいいます。以下同じです。)についてはその租税条約の条約相手国等内にあるその租税条約に定める恒久的施設に相当するものをいい、その他の国又は地域についてはその国又は地域にある恒久的施設に相当するものをいいます(法69④一、法令145の2①)。

※4 令和6年10月1日以後に行われる現物出資について適用されます(改正法附則6)。